

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正  
（県例規集登載）

経営支援課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 土砂災害警戒区域の指定

防災砂防課

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ 飼料試験結果の公表

畜産課

### 【公告】

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

” ” ” ” ” ” ” ” ” ”

○ 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築指導課

## 目次

担当課（室）

### 【正誤】

○ 建設業の許可の取消し  
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了  
○ 漁業共済加入区の漁業の区分の変更の正誤

監理課  
建築指導課

水産課

◎岡山県告示第五十五号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第一号中「（次号において「企業組合」という。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 小規模企業者 信用保険法第二条第三項第一号及び第二号に規定する会社及び個人並びに同項第四号に規定する企業組合をいう。

附 則

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

◎岡山県告示第五十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社姫太郎

住 所 兵庫県姫路市飾磨区今在家1058番地

氏 名 代表取締役 福井 如一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社姫太郎

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元147-1

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設	新 設
種	類	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 4	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 5	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 5	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 5	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 7	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 7
能	力	200 g × 700食 / h	150 g × 5,000食 / h	150 g × 5,000食 / h	150 g × 5,000食 / h	200 g × 6,000食 / h	200 g × 6,000食 / h
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	既設	既設	既設	既設	既設
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	既設	既設	既設	既設	既設
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続6時間	連続6時間	連続6時間	連続6時間	連続6時間	連続6時間
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4.3	5	7.2	8.2	19	22.8
	p H	5.5	5.4	5.5	5.4	5.5	5.4
	B O D (mg/ℓ)	1,680	2,040	1,640	2,000	1,760	2,080
	C O D (mg/ℓ)	2,100	2,550	2,050	2,500	2,200	2,600
	S S (mg/ℓ)	390	468	390	468	390	468
	油 分 (mg/ℓ)	2	3	2	3	2	3
	T - N (mg/ℓ)	30	40	30	40	30	40
	T - P (mg/ℓ)	6	8	6	8	6	8
	大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	0	3,000	0	3,000	0	3,000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		
種	類	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 1		同左		16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 2		同左		
能	力	220 g × 3,000食 / h				220 g × 5,000食 / h				
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		
工事完成予定年月日		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに		
使用開始予定年月日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続6時間		連続8時間		連続6時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水	量 (m <sup>3</sup> /日)	13	15	同左		16	19	同左	
	p	H	5.5	5.4			5.5	5.4		
	B	O D (mg/ℓ)	2,580	3,096	1,720	2,000	2,580	3,096	1,760	2,080
	C	O D (mg/ℓ)	2,680	3,216	2,150	2,500	2,680	3,216	2,200	2,600
	S	S (mg/ℓ)	390	468	同左		390	468	同左	
	油	分 (mg/ℓ)	2	3			2	3		
	T	- N (mg/ℓ)	52	62	30	40	52	62	30	40
	T	- P (mg/ℓ)	8.5	10	6	8	8.5	10	6	8
	大腸菌群数	(個/cm <sup>3</sup> )	0	3,000	同左		0	3,000	同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	16 麺類製造業の用に供する湯煮施設3		同左		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設6		同左	
能	力	150g×3,000食/h				150g×500食/h			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続6時間		連続6時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	5	6	同左		35	42	同左	
	p H	5.5	5.4			5.8	8.6		
	BOD (mg/ℓ)	2,580	3,096	1,560	1,840	2,700	3,000	650	779
	COD (mg/ℓ)	2,680	3,216	1,950	2,300	2,500	2,952	601	721
	S S (mg/ℓ)	390	468	同左		450	500	同左	
	油 分 (mg/ℓ)	2	3			120	150		
	T-N (mg/ℓ)	52	62	30	40	280	300		
	T-P (mg/ℓ)	8.5	10	6	8	15	20		
	大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	0	3,000	同左		0	3,000		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理設備				同左				
種 類	生物処理								
構 造	R C								
主 要 寸 法	19.81×16.95×5.0H								
能 力	310m <sup>3</sup> /日								
処 理 の 方 法	活性汚泥, 接触酸化								
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	251	299.2	251	299.2	249	297.2	249	297.2
	p H	5.0~9.0	5.0~9.0	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/ℓ)	925	1,000	15	20				
	C O D (mg/ℓ)	849	850	20	30				
	S S (mg/ℓ)	319	450	30	35				
	油 分 (mg/ℓ)	50	50	5	5				
	T - N (mg/ℓ)	48.5	50	15	20				
	T - P (mg/ℓ)	6.3	7	2	3				
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	0	3,000	0	3,000					

(5) 排水口に関する事項  
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年2月14日から同年3月7日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

居宅介護支援事業所ひろむし

#### 2 所在地

岡山県和气郡和气町和气一〇八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人広虫荘

#### 2 所在地

岡山県赤磐市沢原一三九五

### 三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八一

### 五 サービスの種類

居宅介護支援

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ふあくすと 介護相談事業所

#### 2 所在地

岡山県都窪郡早島町前潟一〇八番地三一〇三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社ファースト

2 所在地

岡山県都窪郡早島町前潟一〇八番地三一〇三

三 廃止年月日

平成二十六年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇二七四

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町原口字高下鼻三四六、三四八、字上高下三四七、三五四、三五五、字風呂ノ尾三五一、字木戸ノ元三五三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上高下三四七、三五四、字木戸ノ元三五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市東吉田字腰前二六五の一、二六五の三、字石ケ谷二六八、字ザンゾフ畑二七一の一から二七一の四まで、字皆坂口二七四の一、二七四の四、字石山二七五の一、二七五の二、字楮原二七六、二七七、二七九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字腰前二六五の一、二六五の三、字石ケ谷二六八、字皆坂口二七四の一、二七四の四、字楮原二七六、二七九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇三K市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押淵〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K堂尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D大岩〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D押淵〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D押淵〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D金屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D金屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D中原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D中原〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇四D大藪〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D上山坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D上山坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D上山坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D上山坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D北方〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D北方〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D後閑〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D後閑〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D渋川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D田井〇〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇四D田井〇〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇八	土石流	次の図のとおり

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二〇四D長尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇四D西田井地〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D西田井地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D西田井地〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D八浜町波知〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇四D八浜町見石〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D八浜町見石〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D八浜町見石〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D八浜町見石〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四D番田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D番田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D番田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D番田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D東田井地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D日比〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D日比〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D日比〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D日比〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D深井町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D山田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D山田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D山田〇〇六	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇五K大島中〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大島中〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大島中〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大島中〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大島中〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K大島中〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K西大島〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K吉浜〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D大島中〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D西大島〇一〇	土石流	次の図のとおり

二〇五D西大島〇一

土石流

次の図のとおり

二〇五D西大島〇一二

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局井笠地域事務所にて備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、井原市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇七K野上町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K東江原町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K東江原町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K東江原町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K東江原町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K東江原町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町西三原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇七K芳井町東三原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七K芳井町東三原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇七D東江原町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D東江原町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇七D東江原町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町西三原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇七D芳井町東三原〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局井笠地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇八K宍粟〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K宍粟〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K宍粟〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K宍粟〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K宍粟〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K宍粟〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K福谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K見延〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K見延〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D宍粟〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D宍粟〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D宍粟〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宍粟〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D宍粟〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D福谷〇一一	土石流	次の図のとおり

二〇八D 福谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D 見延〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D 見延〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D 見延〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D 見延〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D 見延〇一四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、新見市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二〇K大佐大井野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐大井野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐大井野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐大井野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐大井野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐小阪部〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐小阪部〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐永富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K大佐布瀬〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二〇K神郷釜村〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K神郷釜村〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町老栄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町老栄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町老栄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町老栄〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町蚊家〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町蚊家〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町蚊家〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町蚊家〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町蚊家〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲多町蚊家〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二〇K	哲多町蚊家〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町蚊家〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町田淵〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町成松〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町成松〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町成松〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K	哲多町成松〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二〇D	大佐大井野〇一一	土石流	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二〇D 神郷釜村〇二八	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二七	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二六	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二五	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二二	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二一	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一九	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一八	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一七	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一六	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一五	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一二	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一一	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇二三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇二二	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇二一	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一九	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一八	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一七	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一六	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一五	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 大佐田治部〇一二	土石流	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二〇D 哲多町矢戸〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町矢戸〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町矢戸〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町矢戸〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町成松〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町成松〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町成松〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町成松〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町蚊家〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町萩尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町老栄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町老栄〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇D 哲多町老栄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇二九	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇二八	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇二七	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇二六	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇二五	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷油野〇二四	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷高瀬〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷高瀬〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二〇D 神郷釜村〇二九	土石流	次の図のとおり

二一〇D 哲多町矢戸〇一二

土石流

次の図のとおり

二一〇D 哲多町矢戸〇一三

土石流

次の図のとおり

二一〇D 哲多町矢戸〇一四

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局新見地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、美作市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二五K井口〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K梶並〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K楮〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K楮〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K楮〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K楮〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K河内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K杉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K長谷内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K長谷内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K長谷内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K長谷内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K馬形〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K馬形〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K馬形〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K馬形〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K真殿〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二五K芦河内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K粟井中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K粟井中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K粟井中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大内谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大内谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大内谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K小野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K小野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K小野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K小野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K小ノ谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K梶原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K鷺巣〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K瀬戸〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K瀬戸〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K瀬戸〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K田原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K松脇〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K松脇〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K宮原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K宮原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K宮原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K山城〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K山城〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K山城〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K山城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K山城〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K山手〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五D大町〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二五D大町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D大町〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D久賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D久賀〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D久賀〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D久賀〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D楮〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D楮〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D楮〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D楮〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D長谷内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D長谷内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D長谷内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D長谷内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D長谷内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D馬形〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D馬形〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D真加部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一一	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一二	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一三	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一四	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一五	土石流	次の図のとおり
二二五D真殿〇一六	土石流	次の図のとおり
二二五D余野〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二五D瀬戸〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D瀬戸〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D瀬戸〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D瀬戸〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D瀬戸〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D鷺巣〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D鷺巣〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D鷺巣〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D梶原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D梶原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D梶原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D梶原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D梶原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D梶原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D小房〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D小房〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D小房〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D小ノ谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D小野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D小野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D小野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D粟井中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D粟井中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D粟井中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D粟井中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D芦河内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D余野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D余野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D余野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D余野〇〇二	土石流	次の図のとおり

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

二二五D田原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D田原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D宮原〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二五D山城〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D山城〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二五D山手〇一〇	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局勝英地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、小田郡矢掛町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
四六一D浅海〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D宇角〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D内田〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D宇内〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D江良〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D小田〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D小林〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D上高末〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D上高末〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D里山田〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D里山田〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D里山田〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D里山田〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D東三成〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D南山田〇〇六	土石流	次の図のとおり
四六一D南山田〇〇七	土石流	次の図のとおり

四六一D 南山田〇〇八	土石流	次の図のとおり
四六一D 本堀〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D 矢掛〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D 矢掛〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D 矢掛〇〇五	土石流	次の図のとおり
四六一D 横谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
四六一D 横谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
四六一D 横谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
四六一D 横谷〇〇五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局井笠地域事務所にて備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

## ◎岡山県告示第六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、苫田郡鏡野町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六〇六K入〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K中谷〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K山城〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K山城〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K山城〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K山城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六D入〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D入〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D中谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D中谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D中谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D中谷〇〇四	土石流	次の図のとおり



六〇六D山城〇〇三

土石流

次の図のとおり

六〇六D山城〇〇四

土石流

次の図のとおり

六〇六D山城〇〇五

土石流

次の図のとおり

六〇六D山城〇〇六

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

岡山事務所

新：岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号 成広ビル二階

旧：岡山県岡山市北区丸の内二丁目一―二〇 内山下ビル三〇三号室

三 変更の年月日

平成二十六年四月一日

〔六三〕 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十五年十一月及び十二月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要									備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)		
小山物産(株) 岡山県岡山市北区延友436番地1	同 左	マルコ印 60%飼料用魚粉	25年 11月	65.1	—	—	21.2	—	—	—	—	—	
同 上	同 左	マルコ印 65%飼料用魚粉	25年 11月	67.0	—	—	17.3	—	—	—	—	—	
大洋興産(株)岡山工場 岡山県岡山市北区延友436番地1	同 左	60%フィッシュミール	25年 11月	62.3	—	—	22.9	—	—	—	—	—	
ゴトウ物産(株)倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8256番69	同 左	65%飼料用魚粉	25年 11月	66.6	—	—	17.4	—	—	—	—	—	
西日本飼料(株) 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	日清丸紅印配合飼料 種豚用 しゅとん授乳期	25年 11月	17.5	5.2	2.8	5.0	0.81	0.63	77.0	—	—	
同 上	同 左	日清丸紅印配合飼料 成鶏用 ピーク・トリガー	25年 11月	18.4	6.1	2.3	11.6	3.78	0.60	—	2,850	—	
J A西日本くみあい飼料(株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地	同 左	くみあい飼料 モーレットNフレプレ	25年 11月	21.4	3.2	2.3	4.7	0.80	0.41	75.9	—	—	
同 上	同 左	くみあい飼料 和牛繁殖子宝きらきらM	25年 11月	14.5	3.8	6.8	6.3	0.94	0.77	67.5	—	—	
中部飼料(株)水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印は乳期子豚育成用配合飼料 もも太郎SS	25年 11月	21.1	6.8	1.8	6.2	1.16	0.74	82.1	—	—	
同 上	同 左	マル中印幼すう用配合飼料 幼す名人	25年 11月	22.9	5.2	2.5	5.9	1.11	0.73	—	2,920	—	
日本農産工業(株)水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印肉豚肥育用配合飼料 エコミート	25年 10月	15.7	4.6	2.5	4.1	0.71	0.44	78.0	—	—	

# 平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

同 上	同 左	ノーサン印種豚飼育用配合飼料 ヘルシー種豚	25年 11月	15.3	5.6	3.3	5.0	0.79	0.59	74.0	—	
同 上	同 左	ノーサン印ブロイラー肥育前期用 配合飼料 ジョイスタークランブル	25年 11月	22.7	7.1	2.4	5.9	1.10	0.68	—	3,050	
フタバ飼料（株） 岡山県岡山市東区瀬戸町万富1057番地1	同 左	肉牛後期	25年 11月	10.7	3.6	3.7	3.1	0.25	0.38	62.8	—	

注) 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、違反が認められた場合は、備考欄にその内容を示す。

〔六四〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年二月十二日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 オールゲイン株式会社
- 二 代表者の氏名 松尾 順紀
- 三 主たる営業所の所在地 倉敷市福井二二四―三
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般―二二）第二一六二二号
- 五 許可年月日 平成二十一年四月三十日
- 六 処分の内容  
建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し  
一般建設業のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、  
ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業
- 七 処分の原因となった事実  
オールゲイン株式会社は、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が既に退社しており、建設業法第七条第一号及び第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。  
このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

- 一 商号又は名称 株式会社MKコーポレーション
- 二 代表者の氏名 佐藤 康史
- 三 主たる営業所の所在地 岡山市南区泉田二八―八（新住所表記 岡山市南区泉田一丁目四番三―一号）
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般―二二）第二三三五八号
- 五 許可年月日 平成二十一年五月二十日
- 六 処分の内容  
建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し  
一般建設業のうち土木工事業
- 七 処分の原因となった事実

株式会社MKコーポレーションは、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が既に退社しており、建設業法第七条第一号及び第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

平成26年2月14日 岡山県公報 第11559号

〔六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神後四〇八―三六、四〇八―三七、四〇八―三八、字釵先キ四二二  
二七―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一八〇―三

宮本 博司

三 許可番号

岡山県指令建指第二六七号

終わりから六	行
船曳網漁業	誤
機船船びき網漁業	正

〔四〕平成二十五年十二月十七日付け公布岡山県告示第六百七号（漁業共済加入区の漁業の区分の変更）に誤りがあった。